

キヤノンフォトサークル会則

1. 名称

本会の名称は、キヤノンフォトサークルとします。

2. 本会の概要

本会は、キヤノン製品を通じて写真を楽しみたいと思う方ならどなたでも入会できる有料会員組織です。キヤノンフォトサークル憲章を尊重しながら会員の皆さまに写真をより楽しんで頂くことを目的としております。

3. 本会則

- (1) キヤノンフォトサークル会則は、本会に入会いただくにあたって、会員の皆さまとキヤノンマーケティングジャパン株式会社（以下「キヤノン MJ」といいます）の間で成立する契約です。
- (2) 本会の活動には、本会則のほか、お客さまが Canon ID を取得する際に同意するキヤノン MJ およびキヤノン株式会社が提示する Canon ID 利用規約、Canon.jp 個人のお客さまサービス利用規約、その他プライバシーポリシー、クッキーポリシー（以下「Canon ID 利用規約等」という）が適用されるものとします。
- (3) 本会への参加をご希望の方は、Canon ID 利用規約等に同意の上、Canon ID アカウントを作成いただいている必要がございます。

4. 会員資格

以下の条件のすべてを満たす方

- ① キヤノン製品の愛用者で本会の趣旨に賛同する日本在住の個人の方（プロ、アマチュアのいかんを問いません。なお、法人その他の団体の方はご利用いただけません。）
- ② Canon ID アカウントをお持ちの方

5. 活動概要

- (1) 本会は、「会員活動」として、次の活動を行うものとします。
 - ① 会員の写真技術の向上、会員相互の連絡および作品発表、新製品の紹介などを目的とした情報提供（会報誌の発行、メールニュース配信など）
 - ② 写真に関する各種イベントの企画運営（一部有料）
 - ③ 本会会員の活動状況に基づいたキヤノン MJ 他サービスからの関連情報の配信
 - ④ その他前各号に関連する活動
- (2) キヤノン MJ は、本会の事務局として、本会の運営、会員のためのインターネットを使

用したサービスの提供（以下「本サービス」という）を行います。

6. 入会

- (1) 本会に入会するには、別途キャノン MJ 所定の手続きに従った申し込みが必要です。なお、会員資格については、キャノン MJ が入会受付のメールを送付した日から付与されるものとします。
- (2) 本会に入会后、「会員活動」に参加するためには、年会費の納入が必要です。なお、キャノン MJ は、キャノン MJ が受領した年会費を、理由のいかんを問わず一切返金しないものとします。

7. 退会

会員は、キャノン MJ 所定の手続きを行うことにより、本会を退会することができます。

8. 会員資格の取消

- (1) キャノン MJ は、会員が以下の禁止行為を行った場合は、会員への事前の通知、承諾なく会員資格を取り消し、以後のご利用をお断りさせていただくことができます。
 - ① 会員が反社会的勢力（暴力団を含みますがこれに限らず、個人、団体を問いません）の関係者であったとき
 - ② 故意、過失を問わず法律、公序良俗に反する行為、及び恐れのある行為
 - ③ 虚偽の情報を掲載する行為
 - ④ 他人のプライバシーを侵害する行為
 - ⑤ 他人を差別、誹謗中傷など、名誉や社会的信用を毀損する行為
 - ⑥ 他人や組織などへのなりすまし行為、またはその恐れのある行為
 - ⑦ 他人の個人情報の収集や蓄積をする行為
 - ⑧ 他人や他の会員に対する迷惑行為、またはその恐れのある行為
 - ⑨ 法律上、発信する権利を有していないコンテンツをアップロードしたり掲示したりする行為
 - ⑩ 他人や他の会員が所有する著作権、知的財産権その他一切の権利を侵害する行為、またはその恐れのある行為
 - ⑪ 本サービスの運営を妨害すること、信用を毀損すること、不利益を与えること、またはその恐れのある行為
 - ⑫ その他、キャノン MJ が合理的な理由に基づき不適切と判断する行為
- (2) 会員は、会員活動、本サービス内において禁止行為を発見した場合には、メールまたはそれに類する手段を用いてキャノン MJ に報告してください。なお、通報者に関する情報は、キャノン MJ のみが把握しており、一般に公表されることは決してありません。

9. 有効期間および更新

- (1) 本会の会員資格の有効期間（以下「有効期間」といいます）は、キャノン MJ が入会受付を Canon ID 利用規約等に基づきお客さまに通知した日から翌年同月末日までとします。ただし、有効期間満了日までに、お客さまがキャノン MJ 所定の手続きにて退会の申し出を行わない場合、当該会員資格の有効期間は 1 年間更新されるものとし、以後も同様とします。
- (2) 前項の定めにかかわらず、有効期間の終了日までに翌年度分の年会費の支払いが確認できない場合には、会員はキャノン MJ に対して退会の申し出を行ったものとみなされ、有効期間の終了日をもって本会員は本会の会員資格を喪失するものとし、以後も同様とします。

10. キャノンフォトクラブ

会員がキャノン MJ 所定の要件を満たした場合は、地域を定めて当該会員が自主的に運営するキャノンフォトクラブの設立をキャノン MJ に申請することができます。その組織の承認および運営方式は別途キャノン MJ 所定のキャノンフォトクラブ規定にて定めます。

11. 個人情報の取り扱い

キャノン MJ が取得した会員の個人情報は、Canon ID 利用規約等に基づき、適切に取り扱います。

12. 本サービスの中断

キャノン MJ は、次のいずれかに該当すると判断した場合には、会員への事前通知または承諾を要せず、本サービスを中断できるものとし、以後も同様とします。

- ① 保守を定期的または緊急に行う場合
- ② 火災、停電等により、本サービスの提供ができなくなった場合
- ③ 地震、噴火、洪水、津波等の天災により本サービスの提供ができなくなった場合
- ④ 戦争、変乱、暴動、騒乱、労働争議等により本サービスの提供ができなくなった場合
- ⑤ その他、運用上、技術上、キャノン MJ が本サービスの中断を必要と判断した場合

13. 本会則への同意および本会則の改定

- (1) 本会への入会申し込みをされた方は、当該申し込みの時点で本会則に同意したものとみなします。またキャノン MJ は、会員に事前に通知することにより、本会則その他本会の運営に関する事項を、いつでも改定することができるものとし、会員は、本会を利用する限りにおいて、改定後の本会則その他本会の運営に関する事項に従うものとし、以後も同様とします。

- (2) キヤノン MJ は、前項に基づき本会則を変更する場合は、原則として1ヶ月以上前に会員に通知するものとします。なお、当該変更が会員の権利義務に重要な影響を及ぼさないとキヤノン MJ が判断した場合は、この限りではないものとします。
- (3) 本会則に基づくキヤノン MJ から会員に対する通知は、その内容に応じて電子メールまたはキヤノン MJ が提供するキヤノンフォトサークルに関するウェブサイト（以下「本件ウェブサイト」といいます）への掲載によって行なわれます。
- (4) 前項の電子メールによる通知は、キヤノン MJ が電子メールを送信した時点、また本件ウェブサイトへの掲載による通知は、本件ウェブサイトに掲載した時点で効力が発生するものとします。

14. 本会の解散

キヤノン MJ は、キヤノン MJ の判断で本会を解散することができるものとします。

2024年2月改定（予定）

キヤノンマーケティングジャパン株式会社 キヤノンフォトサークル事務局

■キヤノンフォトサークル憲章

- 1：私たちは写真を愉しみ、写真をこよなく愛します。
- 2：私たちは写真の知識を深め、その技術を高めます。
- 3：私たちは創造性を追及し、人々の心に喜びや感動を与えます。
- 4：私たちは写真を愛する仲間とのふれあいを大切にします。
- 5：私たちは写真を通じて地域の生活や文化の向上に努めます。
- 6：私たちは社会のルールを守り、環境にやさしく写真を愉しみます。